

平成25年 8 月21日

平成25年

第 8 回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成25年第8回教育委員会定例会会議録

平成25年8月21日午後2時大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

横 川 敏 男	委 員	委員長
鈴 木 清 子	委 員	委員長職務代理者
藤 崎 雄 三	委 員	
尾 形 威	委 員	
芳 賀 淳	委 員	
清 水 繁	委 員	教育長

計 6 名

2 出席した職員

教育総務部長	勢 古 勝 紀
教育地域力・スポーツ推進担当部長	赤 松 郁 夫
教育総務課長	青 木 重 樹
副参事（教育施設担当）	下 遠 野 茂
学務課長	水 井 靖
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	菅 野 哲 郎
副参事	長 塚 琢 磨
学校職員担当課長	室 内 正 男
教育センター所長	菅 三 男
社会教育課長	星 光 吉
スポーツ推進担当課長（副参事（国体担当）兼務）	梅 崎 修 二
大田図書館長	山 本 成 俊

計 12 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第8回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 横 川 敏 男

○委員長

ただいまから、平成25年第8回教育委員会定例会を開催する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数を満たしているので、会議は成立する。
なお、本日は傍聴希望者がいる。委員の皆様は傍聴許可を求める。許可してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

傍聴を許可する。

(傍聴者入場)

○委員長

次に、会議録署名委員に藤崎委員を指名する。

日程第1 「教育長の報告事項」

○委員長

教育長から報告を求める。

○教育長

資料1) 大田区立中学校生徒海外派遣日程表

資料2) 暴力の有無で対応に区別(2013年8月9日 内外教育 6～7ページ)

資料3) 「いじめと不登校」(河合隼雄著) 244～263、270～271ページ

私から3点報告する。

1点目は、先ほど入った報告だが、平成25年度全国中学校体育大会 第43回全日本中学校バレーボール選手権大会男子決勝トーナメントに、大森第二中学校が出場し、準決勝で敗れたが、同率3位という立派な成績を得た。コーチなどの指導もよく、練習をしっかりと、よくここまで来たということで褒めてあげたいと思う。

次に、資料を配布したが、大田区立中学校生徒海外派遣について、去る8月19日に蓮沼中学校の岩崎校長と大森第十中学校の川上校長から報告があったので、紹介したい。

端的に申し上げますと、海外派遣の目的を達成して、生徒たちは無事に帰国した。大変有意義な海外派遣事業を遂行することができたということである。

セーラムとブレーメンの新聞に、子どもたちを紹介する記事が載っている。セーラムの方は、記事はそれほど大きくはないが、子どもたちが市長のキム・ドリスコールさんと庁舎の前で写真を撮っているところが載っている。これまで多くのセーラム市民が日本を訪問したり、ホストファミリーとして大田区からの訪問者の世話をしてきたりして、このような事業は世界平和につながるという評価も載っている。

ブレーメンの方は、ローカル新聞だと思うが、いくつか記事が載っている。ドイツ語なので詳細は訳せないが、女子生徒が指揮をして歌を歌っている写真があるが、これはブレ

ーメン市の議場で、子どもたちが覚えてきた歌を歌っているところで、その下には、川上校長や、子どもが機械か何かの操作の手伝いをしている写真が載っている。

それ以外には、日々新たな感動とか、26人の日本人生徒がブレーメンを訪問調査しているということが書かれている。私の解釈が正しいかどうかわからないが、今回派遣された子どもたちは、各学校から選ばれたエリートで、そのすばらしい成績の御褒美としてブレーメンに来たというようなことが書かれている。また、家具製作所を訪問したときの子どもたちの驚いた姿などが描写されている。

以上、簡単に紹介をさせていただいたが、今回、海外派遣事業が、特にブレーメンにおいて、新聞のインタビューその他で脚光を浴びたということは、現地でも日本の子どもたちの派遣事業に対する関心がある程度定着してきたということだと思う。この間、我々のほか、議員や区長も訪問しているし、ブレーメンと大田区の交流関係が定着してきたことを示しているのかと思う。

3点目は、内外教育の「暴力の有無で対応に区別 ●いじめ防止の支援資料作成一国研」という記事についてだが、これは国立教育政策研究所の「いじめ追跡調査2010－2012」を要約したもので、比較的よくまとまっているので、資料として配布した。

このいじめ追跡調査は、小学校4年生から中学校3年生までを対象に、過去15年間、6月と11月の年2回、同じ内容の調査を繰り返し行うことによって、いじめの現状を実証的に追跡した資料である。協議会でも説明するが、いじめ防止対策推進法が成立し、平成25年6月28日に公布された。大田区の責任として、現行の取り組みに加え、さらに充実したいじめ防止対策を提案するため、現在検討しているが、その参考となる内容が含まれているのではないかと思い、紹介する。

このレポートのポイントは、冒頭に4点書かれており、1点目は、「いじめは常に起こっているものであり、『流行』とか『ピーク』という感じ方や考え方は誤りである」というものである。例えば、小学校でいじめの被害を受けた子どもの経験率は、2004年から2012年の9年間で見ると、男子が平均45.0%で、プラスマイナス7%の範囲内で増減をしており、女子は平均51.5%で、プラスマイナス9%の範囲内で増減している。特に急増や急減はないということである。

いじめの社会問題化というのはこれまで何回もあり、2006年の秋は第3次社会問題化、大津のいじめ事件があった2012年は第4次社会問題化と言われているが、特にこの年においていじめの件数が増大したというわけではなく、社会問題化というのはいじめの件数に関係なく起きている。2012年については、いじめによる自殺に対する学校や教育委員会の対応を問題視する世論によってもたらされたものである。いじめは常時一定程度あって、これは過去15年間もそれほど大きな変化はない。「大切なことは、社会問題化の有無にとらわれず、常にいじめに対して適切に取り組む続けていく姿勢だ」ということである。

ちなみに、中学校のいじめの被害の経験率は、男子が平均31.8%で、プラスマイナス9%の範囲内で増減をしており、女子は平均39.9%で、プラスマイナス10%の範囲内で増減している。いじめにあっているのは男子よりも女子のほうが多い。ただ、小学校と中学校を比べると、だんだん減ってきている。減ってきている理由は、人格の発達や成長の過程で、自分の衝動的なものをコントロールする力が増大してきたからだと思う。集団の中における居場所を、自分なりに調整していく力が教育効果として出てきているのかと思

う。

2点目は、多くの児童・生徒が入れ替わりながらいじめに巻き込まれているのではないかということである。いじめは、いわゆる荒れた学校や問題のある学年だけで起きているわけではなく、ほとんどの児童・生徒が被害者にも加害者にもなり得ることが、調査データによって確認されている。

例えば、中学校1年生の6月時点で、いじめの被害経験が全くないという子どもは425名だが、それが11月には417名になった。数字上は8名しか差がないが、実は、6月と11月のいずれの時点でもいじめの被害経験がないという子どもは、327名しかいなかった。つまり、6月にはいじめを受けていなかったが、それ以降11月までの間にいじめを受けた子どもが100名近く出たということである。逆に、6月の時点ではいじめを受けていたが、11月の時点ではいじめられなくなったという子どももいる。半年間で約3分の1の被害経験者が入れ替わるということで、いじめという現象は非常に流動的で固定化されていないことがわかる。

それから、中学校の3年間を通して全くいじめの被害経験がない生徒は28.7%、加害経験がない生徒は28.4%で、これ以外の70%は何らかの形でいじめの被害者になったり、また加害者になったりしているということである。この状況から考えると、いじめの被害者にも加害者にもならない生徒が約30%いるわけだが、こういう子といじめに巻き込まれていく子は、どのような差異によって生じるのか、その原因については深く考えられたことはないのではないかと。人間関係に特有の原因があるのか、相性や学力、体力、生活環境、ルックス、家庭環境など、いろいろな原因があるのだろうが、なぜある者がある者に対して、いじめの行動をとったり、また、そのターゲットになったりするのか。やはり、いじめをなくしていくためには、こういったことも考えていく必要があると思う。

この調査は小学校4年生から始めて、同一人をずっとフォローしているので、小学校4年生から6年生までの3年間と、中学校の3年間の計6年間をトータルで見ると、いじめの被害経験が全くないという子は10.8%から13.2%の間、加害経験がないという子は11%程度になってくる。これは、「仲間はずれ・無視・陰口」などの暴力を伴わないいじめに関してなので、そういうカテゴリーで考えると、9割方は何らかの形でいじめの加害者や被害者になっているということが言える。

次に、「ひどくぶつかる・たたく・蹴る」といった、暴力を伴ういじめに関してだが、これは被害あるいは加害の経験率が相対的に低い。中学校では、暴力的ないじめの被害を受ける子どもの割合が、1年生で18%、3年生で12.4%、中学校全体の平均では15.6%ということである。加害者としての割合は、1年生で13.0%、3年生で8.9%、平均では11.2%である。中学校3年間で、暴力的な行動についてかなり抑制されてくるわけである。週1回以上、継続的にいじめの被害を受けている子どもも非常に少なくなってきたということだし、「ひどくぶつかる・たたく・蹴る」といった体験というのを全くしていない子どもも70%ぐらいいるということなので、常習的な暴力の被害者や加害者になる子どもは、ごく少数だということである。

ちなみに小学校だと、こうした暴力の被害体験は4年生で29.7%、6年生で18%である。この18%という数字は、ちょうど中学校1年生の被害経験率の18%と合うのだが、もう一方の加害経験は、小学校4年生で15.5%、6年生で10.9%である。

一般的にいじめと言っても、暴力を伴ういじめと、「仲間はずれ・無視・陰口」といった暴力を伴わないいじめとは、ある程度分けて対策をとっていくべきではないかということである。暴力的な行動については、一過性で終わる可能性もあるが、限られた一部の者については、継続したり繰り返したりする傾向があるとのことである。

これに対して、今後どういう対応をとっていくべきかだが、とにかく目立つ行動、暴力的行動については、直ちに学校が介入し、刑法上の犯罪行為に該当するものは、警察に連絡してペナルティーを課す。これは、現在も行っているもので、その延長で対応できると思う。

一方、なかなか見えにくい行動については、非常に苦慮するところで、学校の先生が見過ごしたということによく批判されるわけだが、陰湿な形で進行することがあるので、これをどうするかということ、我々としてもしっかりと考えていかななくてはならない。

基本的に、学校は校長、副校長、また教員も、よい風通しの中で、目標に向かってみんなで協力して、明るく楽しい雰囲気を作ることが大事である。同時に、子どもたちには基礎的な学力や体力を身に付けさせ、生活習慣をしっかりと固め、自尊心を持って学校に臨めるという体制が必要である。また、家庭にも自覚を促し、子どもたちに自尊心を持たせるような、愛情をかけた生活をしてもらいたい。こちらも、その辺のフォローをしていかないといけないし、また、学校支援地域本部などを通して、地域からも子どもたちにアピールをし、子どもが元気に学校に行ける体制をとっていきたいと考えている

○委員長

ただいまの教育長の報告に、質問や意見はあるか
(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、承認してよろしいか。
(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第2 「議案審議」

○委員長

第35号議案について、事務局の説明を求める。

○教育総務課長

第35号議案 平成25年度第三次補正予算要求原案について説明する。

歳入については、学校事故の賠償金200万円で、これを自治体総合賠償責任保険から損

害賠償金として歳入するものである。

歳出は、平成24年3月に区が取得し、その後、活用について検討を重ねてきた南千束2-3-1の「鳳凰閣」（旧清明文庫）について、その保存活用基本計画及び文化財建造物の修理・整備に関する調査及び資料作成に関して、委託を行うための経費を計上するもので、金額は300万円である。

なお、本件については、明日、区長査定が予定されており、額あるいは支出内容に若干の変更が生じる可能性もあるが、その際は次回改めて報告をさせていただく。

○委員長

第35号議案について、意見や質問はあるか。

（「なし」との声あり）

○委員長

それでは、第35号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長

第35号議案について、原案どおり決定する。

第36号議案について、事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第36号議案 大田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について説明する。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、大田区立小・中学校及び特別支援学校の管理運営に関し、必要な事項を定めた規則である。

今般、新たに指導教諭の職が設置され、現在、その昇任選考が進められているところである。この指導教諭を設置するために規則の改正を行うもので、内容については記載のとおりである。

○委員長

第36号議案について、意見や質問はあるか。

○芳賀委員

基礎的な質問だが、指導教諭と主任教諭の関係というか、どういうことを期待してこの職種が設けられたのか、ご説明いただきたい。

○指導課長

指導教諭は主幹教諭と同じ4級職で、職務については、児童・生徒等の実態を踏まえ、自校及び他校の教員に対して、教科等の指導技術を普及させることにより、東京都公立学校の教員全体の授業力の向上を図るというものである。具体的な職務内容は、1点目は、

自校においてOJTを実施すること、2点目は、年3回程度、模範授業及び研究協議会を実施すること、3点目は、公開授業として、他の教員に対し授業を見学させる機会を設けること、4点目は、自校において、他の教員へ学習指導に関する指導を行うこと、5点目は、各学校の求めに応じて授業を観察し、指導・助言を行うこと、6点目は、優れた教科指導のための教材開発を行うこと、というものである。

○芳賀委員

特に指導ということでなくとも、同僚の先生同士がお互いに授業を見合ったり、OJTをやったりするのかと想像していたのだが、やはり指導教諭というものがあつた方が円滑に進むということか。

○指導課長

それぞれの教科において、特に優れた専門性を持っている者を指導教諭にあて、校内で実施しているOJTの中で、求めに応じてその専門性を発揮して指導・助言を行うという立場である。

ブロックごとに人数の割り当てがあり、例えば大田区が所属するブロック（品川、目黒、大田、世田谷、渋谷）では、小学校は各教科3名、中学校は各教科2名である。

○委員長

ほかに、質問や意見はあるか。

（「なし」との声あり）

○委員長

それでは、第36号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長

第36号議案について、原案どおり決定する。

第37号議案について、事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第37号議案 損害賠償請求事件に係る訴訟上の和解について説明する。

これは、御園中学校における負傷事故に係る損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条の規定に基づく和解をするものである。

事件名等については記載のとおりである。当事者は、原告は記載のとおりで、被告は大田区長である。

事件の概要は、何度か話をさせていただいているが、平成22年12月12日、バレーボールの部活動中に発生した事故である。原告と様々な協議を重ねてきたところだが、区の説明になかなか納得していただかず、原告が区に961万7,695円の損害賠償を求めて訴えを提起された。ただ、裁判所から、平成25年度6月28日に和解を勧められ、原告が和解の意思を

示したことから、区も和解をするということである。和解内容については、記載のとおりである。

本件については、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を得るべくこの案を提出する。

○委員長

第37号議案について、意見や質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第37号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第37号議案について、原案どおり決定する。

第38号議案について、事務局から説明を求める。

○総務課長

第38号議案 学校教育法附則第9条の規定に基づく平成26年度特別支援学級使用教科用図書採択について説明する。

大田区においては、教科用図書採択要綱第14条第1項で、区立学校に設置されている特別支援学級で使用する教科用図書については、区立学校の通常学級で使用する教科用図書を使用すると規定されている。また、第2項で、前項の規定にかかわらず、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書に使用する必要があると教育長が認めた場合は、特別支援学級設置校の校長会が審議をし、適切と考える教科用図書を教育委員会へ報告すると規定されている。

なお、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択については、児童・生徒の実態に、より一層対応した教科用図書を選定するために、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条の規定から除外されており、そのため4年間という期間によらずに毎年採択をしている。

教科用図書の選定結果については、指導課長から報告をさせていただきます。

○指導課長

特別支援学級で使用する教科用図書の選定について説明する。

特別支援学級の児童・生徒の障害の種類、程度、能力、特性に最もふさわしい内容、文字、表現、挿絵、取り扱う題材であること、可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容であること、特定の教材もしくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑、問題集などは除くという観点のもと、特別支援学級設置校の校長会が、東京都教育委員会の特別支援教育教科書調査研究資料及び各設置校の意見を踏まえた上で、適切と考える教科用図書として選定した。報告された図書は一覧のとおりである。

○委員長

第38号議案について、意見や質問はあるか。

○藤崎委員

これは何年かに一度改定されていると思うが、前回から大きく改定されているのか、それとも、ほぼ同じなのか。

○指導課長

毎年採択をしており、若干の変更はあるが、おおむね変わりはない。

○委員長

ほかに、質問はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、第38号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第38号議案について、原案どおり決定する。

これをもって、平成25年第8回教育委員会定例会を閉会する。

(午後2時38分閉会)